

京都土地改良だより

発行所

東京都土地改良事業団体連合会
会長 鈴木義
木丸千代子
内田京
都印刷所
社員青木茂雄
電話(83) 9446, 4505番

土地改良事業団体連合会の 發足に際して

東京都土地改良事業団体連合会

会長 鈴木義

昨年第二十六国会で土地改良法の一部に土地改良事業団体連合会設置の規定が設けられ以来土地改良協会は連合会への発足のため種々内部機構、その他に検討を加へて参ると共に、先般来関東一都九県の土地改良協会とも事務的に協議会を経てはゞ同一歩調をもつて発足する申合せを行い、諸準備を進めてまいりましたが、ようやく諸

般の準備も整い去る三月十五日事業団体連合会設立総会を開催し、会設立総会を開催し、満場一致をもつて成

りました。

目下農林省へ認可の申請中であります。近く認可を得て新年度より発足することになります。

連合会は申す迄もなく、都下土地改良事業進行のため、会員各位との一層密接なる連絡と御鞭撻を賜りますようお願ひ申上げます。

其他土地改良事業の

統一的行動によりもたらす利益と円滑な運営に資するため結成せられたのでありますから

あくまでもこの趣旨を体し、土地改良事業の高率的進展を期したいものと念願致す次第であります。

都下土地改良事業進行のため、会員各位との一層密接なる連絡と御鞭撻を賜りますようお願ひ申上げます。

本年度予算額は二六五億五千円で災害復旧費を除いた所謂食糧増産対策費は二九三億四千万円で前年度に比して二四億五千萬円の増となつてている。農林省の本年度予算の内公事業費は二六五億五千円で後年度については実に五割の増となつた。これで都下全般の農家の要望がある程度満されることが思ふ。

(註) 土地改良基金(総額六億円)とは非補助小団地の土地改良事業に対する貸付利子の引き下げに資する財源を生むための基金換言すれば六五億の基金から生ずる利子で年五分の貸付けを年三分五厘に引き下げる。一分五厘の利子補給をす

る。都道府県營事業の内額は毛長堀事業費一、四三〇万円、江戸川同九三九万円、大丸同八八五万円、日野同五六六万円で大丸用水を除けば前年度より多少増額している。この内示は五月末になる見込である。

都の土地改事業に関する本年度予算額は一億三、〇八〇万円で前年度に比して、一、三六七万円の増で、一二%増加している。元来国庫補助を伴う予算是国の割当に従つて予算施行が決定されるので大体前年度全様である。前年度に比して特に増額されたのは秋留台地煙地かんがい調査計画費四一六万円(前年度一三〇万円)都費単独土地改良事業補助金一、五〇〇万円(前年度一〇〇万円)で後年度については実に五割の増となつた。これで都下全般の農家の要望がある程度満されることが思ふ。

○町歩の現形測量完了に伴い、事業計画に対する計画委員会を開催し基本となる事項及び路線計画の方針を定めた。事務所より築成長、中川改修事務所より長光係長、協会から林事務長出席して午前十時より土地改良法に基く連合会で改組するため、土地改良協会臨時総会を開催し解散に対する諸議案を可決確定した。引き続き午後一時より東京都土地改良事業団体連合会創立総会を開き、定款

所

感

農地課長

難波武夫

町歩に亘る地域の土地改良事業施行のため、説明会を開催した。

江東区土地改良事務所より下田係長、築成長、協会より鈴木理事

224、江戸川区一丁目新堀
協会日誌

公民館において一之江

東京都土地改良事業団体連合会創立総会

東京都土地改良協会では土地改良法の改定にともない、土地改良事業団体連合会の設立を発起人により準備が進められていたが、昭和三十三年三月十五日、東京都千代田区丸の内日本交通協会会議室に於て、都下耕地事業者の参集を求め、午後一時創立総会を開催した。

来賓として、東京都農地課長、全国土地改良協会主事渡辺定雄氏其他外数出席の上、発起人森一郎の開会の辞により創立総会を開き別記の如き順序により会議を進め林事務長より提出議案の説明があり満場一致議案を可決し、昭和三十三年四月一日より発足することを決定し午后三時三十分解散した。

二、連合会設立発起人代表の挨拶

三、経過報告

人事移動

財務局主計部長	林 関 晴 香	全 島 省 三	農地課農地指導係長
経済局造林部長	宮 林 喜代蔵	島崎伝作	産業部指導課雜貨係長
江東三区土地改良事務長	堺 通夫	川浪秀人	農林部農政課予算主任
頼に依り本職を免ずる	荷上富美子	若島正一	通商産業部組合課勤務

畠地帯の区画整理

幹線道路は整備されているが、これより一步農耕地に足を踏み入れると旧態依然の狭小曲折せる農道と化したグリーンベルトと言う感が深い。

東京都土地改良事業団体連合会第一回の役員会を四月四日開催し、左記の通り会長、副会長を選出参考の任命をした。

東京都土地改良事業団体連合会定款規約設定について

一、第一号議案

二、第二号議案

昭和三十三年度収支予算の議決について

三、第三号議案 昭和三十三年度事業計画の承認について

四、第四号議案 昭和三十三年度会費の賦課徴集方法について

五、第五号議案 役員の選任について

六、第六号議案 連合会予金の預入先の決定について

七、第七号議案 連合会設立までに要する経費昭和三十二年度臨時収支予算の議決について

八、閉会の辞

畠地帯に於ける区画整理事

業の要望が頗るに高まつて來ている。都心部より走る

東京都土地改良事業団体連合会第一回の役員会を四月四日開催し、左記の通り会長、副会長を選出参考の任命をした。

役員

東京都農地課予算

内訳	額
1、江戸川用水幹線改良事	八〇〇千円
2、毛長堀排水幹線改良事業費	八、〇一〇千円
3、太丸用水土地改良事業費	一六、一八〇千円
4、日野用水土地改良事業費	五、八五〇千円
5、瑞穂地区畑地かんかい土地改良事業費	三八、六三〇千円
6、開拓農並びに開拓農業協同組合補助金	三九、九四三千円
7、土地改良事務所に関する経費	三七〇千円
8、土地改良指導調査に関する経費	六、三五千円
9、農地交換分合に要する経費	六四五千元
10、地積調査に関する経費	三、六六九千円
11、都営土地改良事業に要する経費	一、二二〇千円
12、新規団体當耕地整備事業	一〇、三五〇千円
13、新規団体當耕地整備事業	一〇、三五〇千円
14、都費單独補助土地改良事業	五、七五三千円
15、新規団体當耕地整備事業	一五、〇〇〇千円
16、東京都土地改良事業	一六、六〇〇千円

幹線道路は整備されているが、これより一步農耕地に足を踏み入れると旧態依然の狭小曲折せる農道と化したグリーンベルトと言ふ感が深い。

從来水田中心に土地改良事業の目がむけられていたが、畑地率(耕地面積に対する)七八%にも及ぶ都下畑地帯の土地改良就中区画整理と云う事は、意義ある事であろう。

しかし、純農經營の成立し難い、都市近郊にあり、住宅地域に接するこれ等の畑地帯の農業と云うものは、複雑な様相を呈している。区画の整理は農民にとって労働の生産性向上と云う大きな前進をもたらすが、又、同時に宅地化促進と云う農業放棄をも内包する事である。先に首都整備と農業(土地改良)より四号のノベルトは、そのままの形で、そつとしておいても云う問題についてこの事を述べたが、宅地化の危険性を内包するが故に、グリーンベルトは、そのまゝの形で、そつとしておいてもよいと云うことにはならない。

この問題は単に土地改良部門のみの問題ではなく、将来的東京の發展に連なる重要な問題である。

東京都に於ける

地籍調査とその問題点

東京都における地籍調査事業は、昭和二十九年度葛飾区新中川第一土地改良区内の区画整理地区の確定測量〇、六七方杆を都営事業として、試験的に着手して以来四年、市町村に於ても漸くその趣旨を認め、國の特定計画の策定と相俟つて、本年度より次第に本格化して來た感がある。

昨年までは対象が何れも江東三区地域の区画整理の確定測量であつて、その総面積は延三、〇三方杆であり都営事業として実施してきたのであるが、これを表をもつて示せば

計	31年	30年	29年	年調度査
三〇三	〇〇〇、 四四四 五六五	一〇〇	〇六七 方料	面調査
	EEE	GEC、 FD、	GEC、 FD、	工調査
	上葛 新平諏 宿井訪 田町町	奥葛 外戸飾 五新區 町町	松江 外本戸 四町川 町区	調査地域
	"	"	定地区 東測区 京量の整 都確理	及調査目的
八一九二	三三三 四四九、 四四四	五一〇	二〇一 千円	事業費
	甲3 ¹ /500	甲3 ¹ /500	甲3 ¹ /500	精縮尺度

C、図根三角測量
 D、図根多角測量
 E、一筆地調査
 F、地籍細部測量
 G、地積測定
 H、地籍図及び地籍簿の作製
 本年度に於ては、調査面積と一一、四八方杆と飛躍的に増加している。これは秋留台地都營畠地かんがい事業計画地区の現況測量を都營地籍調査事業として実施する計画があるためであつて、同じくこれを表をもつて示せば、

番号	面積	調査	面積	調査	面積	調査	面積	調査	面積	調査
1	八、四 方秆	H	水及 单直接	C、D、 西	江戸川 外松本町 町町	二外秋西 多摩郡 一村町	調査地 域	調査目的	主	体
計	6	5	4	3	2	1				
二、四八	○、四六	○、四五	一、○	○、五	○、六七	八、四				
	F C、 G D、	F C、 G D、	G E C、 F D、	F C、 G D、	H					
	上葛 外平飾 二井区 町町	葛 新飾 宿区 町	町西江 外一戸 一之川 町江区	葛 外鍊飾 一倉区 町町	江戸川 外松本 町町	二外秋西 多摩郡 一村町				
	地上 改平 良井 区土	区土 葛 地飾 改北 良部	良三新 区土中 地川改第	良二新 区土中 地川改第	確区 東京測量 都量	計か 畑地 樹事 か業 東京都 立				
一四九、 六	一 三 三 二	一 四 九 〇、 八	三 三 八 九	一 四 一 四	四 三 一	七 〇〇	事業費 千円			
	甲3 1/500	甲3 1/500	甲3 1/500	甲3 1/500	甲3 1/500	乙1 1/1000	精縮尺 度			

国では昨年十月十五日、国土の総合開発に関する施策の実施について円滑化を図るため、特に速かに地籍調査を行う必要があると認める地域について農耕地を中心とし、その周辺を含めて全国三五、〇〇〇方秆による対象として、特定計画を設定し、昭和三二年度から十ヶ年間において実施する計画である旨を東京都にも協議のうえ通告して来た。

東京都に於てはこの計画に基き、各市町に協議のうえ、島崎を含む農耕地の殆んどに当る三〇〇方秆を実施することになった。この計画方式に変り、又調査面積も年々増加して昭和三八年以降は本年度の約四倍に当る四五方秆を年々実施する計画である。

明年度においては足立区、葛飾区、秋多町、日の出村、五日市町、堺村、村山町、狛江町、保谷町、大島町、八丈町等十一町村が希望しており、調査面積も八方秆となつてゐる。なお、都営事業による秋留台地、地域の細部測量及関係町村による一筆地調査と地籍測定を実施する計画である。

しかし地籍調査については、種々の問題点がある。その第一の問題点は特定計画の予算である。即ち国は三十二年度の地籍調査の予算を見ると一億四千万円で三十一年度より僅かに約一千万円程度の増額しか認められず、この分ではとても十ヶ年計画による特定計画の事業完遂は期待出来そうにない。

第二の問題点は、事業の経費の点である。国では工程別に各精度、縮尺によつて一平方担当りの単価又は算出式と地形、見通し、各筆の広狭形状による補正係数が定められているが、材料費人件費の地域差が認められていない。従つて事業費の殆んどが人件費である地籍調査にあつて、しかも最高の入件費を要する東京都にあつては、国の基準の一・二五%~一・二八%を要し、この単価増額分については調査主体に依存するため、5%の高率補助でありながら実態は $\frac{1}{4}\% \sim \frac{3}{4}\%$ と補助率は低くなつてゐる。しかも最近の窮迫した地方公共団体の財政事情からして、この調査に投ぜられる財政支出は極度に制約され調査が進捗しない一因となつてゐる。

第三の問題点は事業の進捗状態と工程のからみ安い問題である。即ち地籍調査は六工程からなつており国では単年度で全工程を完了することを希望しているが、一筆地調査は関係市町村の実施であるため約三万糠以上は無理とされており、他の工程が進捗する時は、いきおい調査面積と工程が錯綜することになり、これが管理を困がさぬ。各工程間に行うべき都の工程検査の事務処理のためには専任のスタッフと機構が必要とならう。

第四の問題点は地籍調査が極めて重要な調査でありながら進捗しない理由の点である。前述した点も勿論その理由であるが他に、先づこの調査の趣旨の普及が十分でなく、しかもその効果が直ちに表はれず、ために関心がぎわめて薄く、その意義が十分一般に理解されないうらみがある。反面実施の段階において課税上及び登記上の諸問題を考慮されて積極的に実施されない傾向がある。

しかしながらこれらの実施上の困難を打破して、この調査が完成し土地に関する正確な基礎資料が作成され近代的地籍制度を確立された場合には、土地改良事業、災害復旧事業、区画整理事業、河川事業、道路事業、電源開発事業、都市建設事業、新農村建設事業等の計画、乃至は実施する場合において貴重な基礎資料となり行政の能率化に寄与する事が大きいであらう。